

# 令和7年度第5回 米原市下水道事業審議会

---

令和8年2月17日 13:30～

米原市役所山東支所 多目的室



# 本日の予定

---

## 日程

➤ 米原市下水道事業経営戦略の策定について

- 1 第4回審議会のおさらい
- 2 下水道使用料体系案について

---

➤ 市長諮問事項に対する答申について

- 1 これまでの審議会の振り返り
- 2 今後の予定

# 1 第4回審議会のおさらい

---

## 説明要旨

1 現行経営戦略で経営目標に定めていた基準外繰入金の削減は達成できたことから、これに代わる**新たな経営目標を設定**する必要が生じました。

そこで、物価高騰に伴って**資本費対使用料算入率が減少傾向**にあることに着目しました。

次期経営戦略では、**資本費対使用料算入率が向こう10年間(R8～R17)で概ね15%の水準に到達**することを経営目標に定め、これを実現するために**下水道使用料を10%増改定**とすることを提案します。

---

2 現行使用料体系は、近隣自治体と比べても逡増度に大きな差はありません。そこで、使用料体系は、**現行の単価に一律10%を乗じた使用料体系**にすることを提案します。

# 1 第4回審議会のおさらい

## 主な意見

- ・ 資本費対使用料算入率の目標設定が15%を妥当とする根拠がよくわからないので、この15%という目標設定が米原市の場合は妥当だとする説明を補強した方が良い。

➡ 他自治体との相対的な比較が容易ではないため、本市の経営状況から説明すると、目標値15%は、今後、想定を超えるような物価高騰が起こったとしても資本費対使用料算入率が0%を切らない水準と考えています。

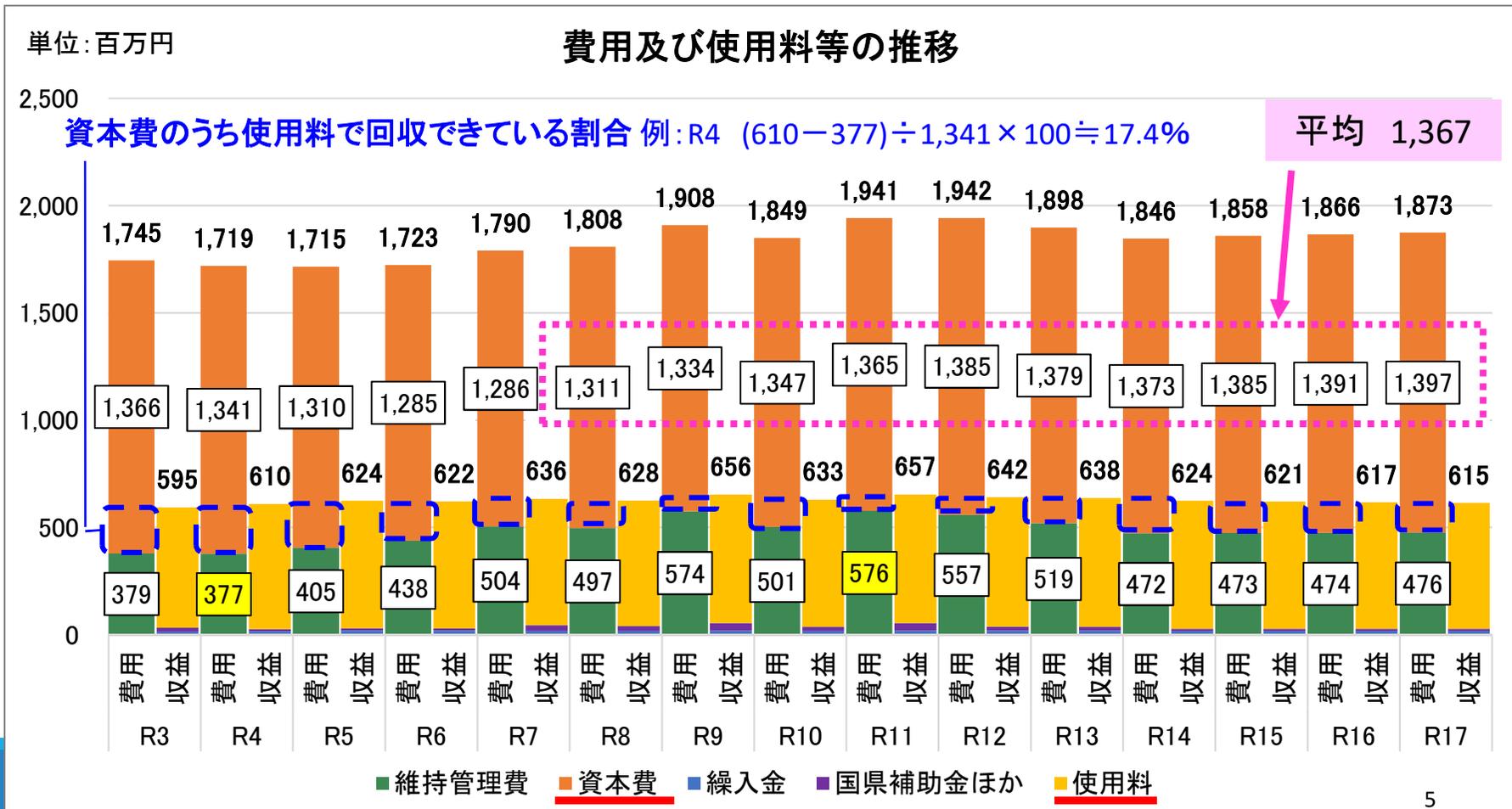
(資料5ページ参照)

- ・ 今回、使用料改定率を10%と決めたが、それをどのように皆さんに負担してもらうかというやり方は、「一律10%改定」以外の案は無いのか。今の体系から改めていく必要は無いのか議論として提案していただきたい。その中で、やはりこの案が良いということになって決めていくものだと思う。

➡ 資料9～22ページ

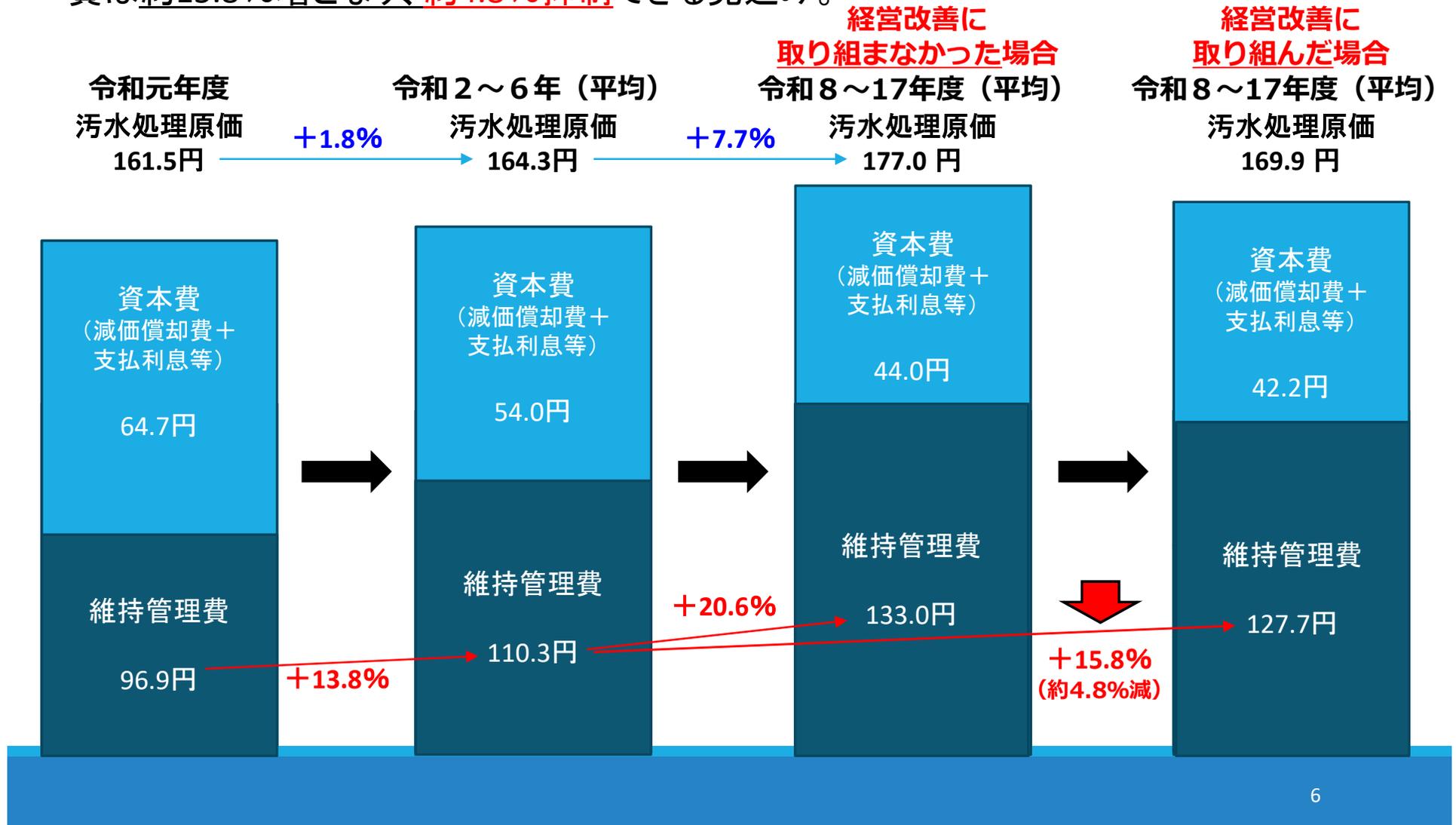
# 資本費対使用料算入率15%目標設定の妥当性

- 維持管理費(緑色棒グラフ)は、試算上の最大値576百万円(R11)と最小値377百万円(R4)との差額は、約2億円(576-377=199)です。(※物価上昇率2%で試算)
- 向こう10年間(R8~R17)の資本費の平均値は1,367百万円なので、維持管理費の最大値・最小値の差額199百万円を割り戻すと約14.5%(199÷1,367≒14.5%)です。
- 目標値15%は、想定を超える物価高騰(+2億円)があっても耐えられる水準です。



# 汚水処理原価の推移(公共+農集)

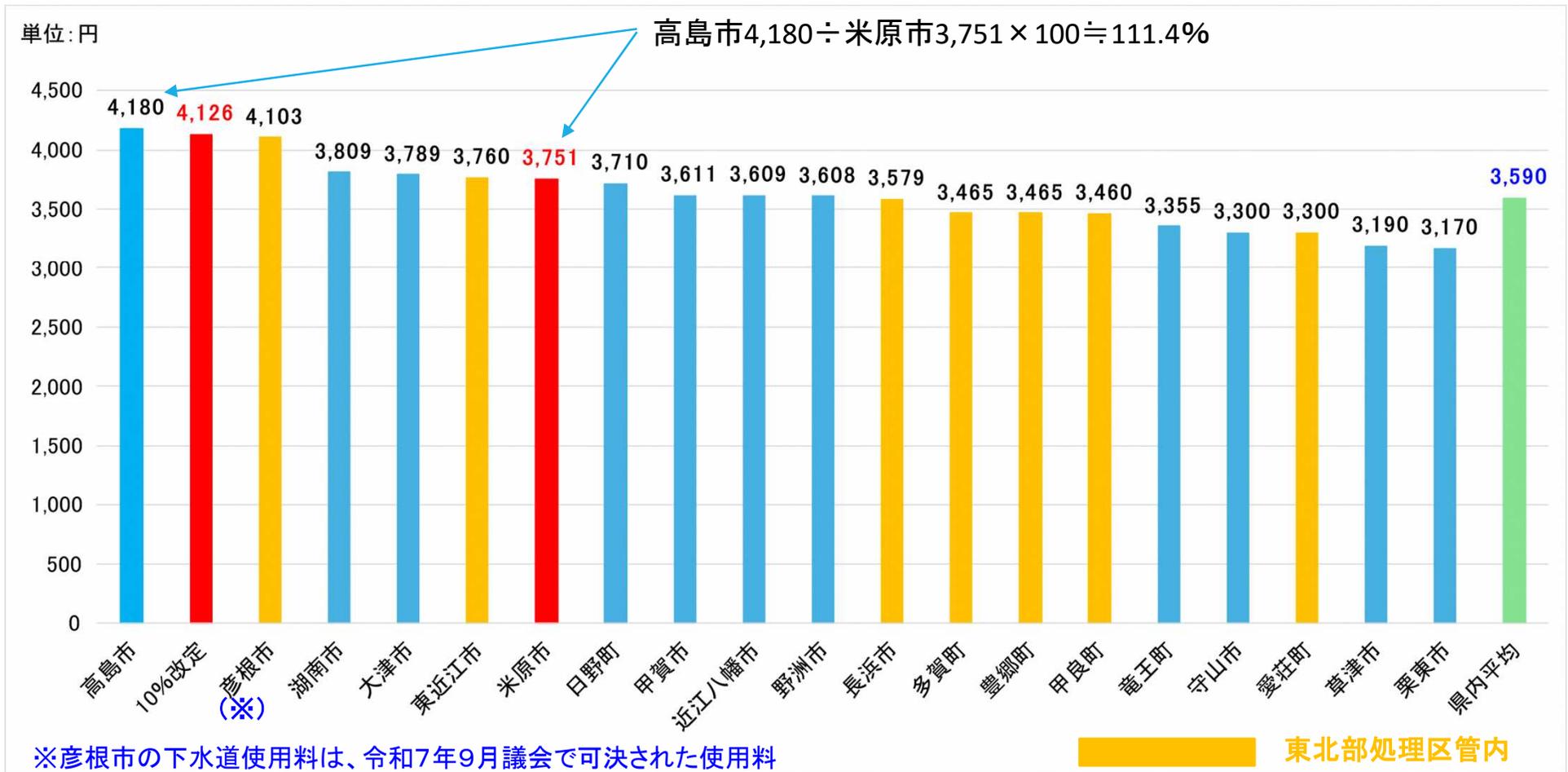
- 直近5年間(R2~R6)実績に比べて、向こう10年間(R8~R17)の汚水処理原価(維持管理費)は、何も経営改善に取り組まなかった場合、約20.6%増加。
- 下水道事業の経営改善の取組み(農集区域の公共下水道接続等)によって、維持管理費は約15.8%増となり、約4.8%抑制できる見込み。



# 県内各市町の下水道使用料の水準(使用水量25㎡あたり)

本市下水道使用料は、県内で6番目の水準ですが、今回、11.5%以上の改定をした場合、県内でトップの水準になります。

R7年9月現在



# 1 第4回審議会のおさらい

## **決議事項 : 使用料改定率(案)に係る答申 10%**

### ＜改定率（案）設定の考え方＞

#### 資本費対使用料算入率の経営目標値 15%

- ➔ 想定を超える物価高騰（+200百万円）があっても耐えられる水準
- ➔ 再び基準外繰入金に頼らない健全な下水道事業の経営基盤を確保

〔 参考：資料p5 維持管理費（最大値：R11）576百万円－（最低値：R4）377百万円＝199百万円  
資本費（最大値：R17）1,397百万円 ➔  $199\text{百万円} \div 1,397\text{百万円} \times 100 = 14.2\% \approx 15\%$  〕

なお、改定率を10%にすることで、

- ① 汚水処理に係る維持管理費の増加約20%に対し、市と使用者で折半。

〔 10% … 下水道事業の経営努力による費用削減と米原市一般会計で負担  
10% … 使用者の負担 〕

- ② 一般的な家庭の汚水量水準（25m<sup>3</sup>）での県内自治体間比較で県内2位

➔ 11.5%未満の改定率に抑制

〔 参考：使用料改定の必要性の検証に係る国費交付要件

令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通大臣に提出することを要件化

➔ 県内自治体においても使用料改定が加速化してくる見通し

## 2 下水道使用料体系案について

### (1) 使用料体系の検討項目

使用料体系の検討する際の検討項目は、次の5項目です。

- ① 基本水量 →P.10参照
  - ② 基本使用料と従量使用料の収入割合 →P.11参照
  - ③ 従量使用料の逡増度
  - ④ 水量区画
  - ⑤ 区分別使用料の検討
- P.12参照

(1か月あたり 税込み) ②基本使用料と従量使用料の収入割合

区分	基本使用料	従量使用料(1m <sup>3</sup> 当たり)	
一般排水	1,408円	10m <sup>3</sup> まで	0円
		10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	156.2円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	167.2円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	179.3円
		100m <sup>3</sup> を超える分	191.4円
特定排水	1,408円	10m <sup>3</sup> を超え750m <sup>3</sup> まで	一般排水と同じ
		750m <sup>3</sup> を超える分	243.1円

③従量使用料の逡増度

- × 107%
- × 107%
- × 107%
- × 127%

④水量区画

⑤区分別使用料の検討

①基本水量

## 2 下水道使用料体系案について

### (2) 検討項目① 基本水量

- **基本水量**とは、日常生活上の最低限必要な水量を考慮したものです。
- 現行の使用料体系では、10<sup>m</sup>までは超過料金が発生せずに、基本使用料と同額の1,408円になるように設定されています。
- 10<sup>m</sup>まではどれだけ汚水を流しても金額が同額になるため、**不公平**という課題があります。一般家庭の使用料への影響に留意しつつ、**基本水量の廃止について検討**します。

現行の下水道使用料体系(税込み)

区分	基本使用料	従量使用料(1 <sup>m</sup> 当たり)	
一般排水	1,408円	10 <sup>m</sup> まで	0円
		10 <sup>m</sup> を超え30 <sup>m</sup> まで	156.2円
		30 <sup>m</sup> を超え50 <sup>m</sup> まで	167.2円
		50 <sup>m</sup> を超え100 <sup>m</sup> まで	179.3円
		100 <sup>m</sup> を超える分	191.4円
特定排水	1,408円	10 <sup>m</sup> を超え750 <sup>m</sup> まで	一般排水と同じ
		750 <sup>m</sup> を超える分	243.1円

基本水量(月10<sup>m</sup>以内)の使用者の割合

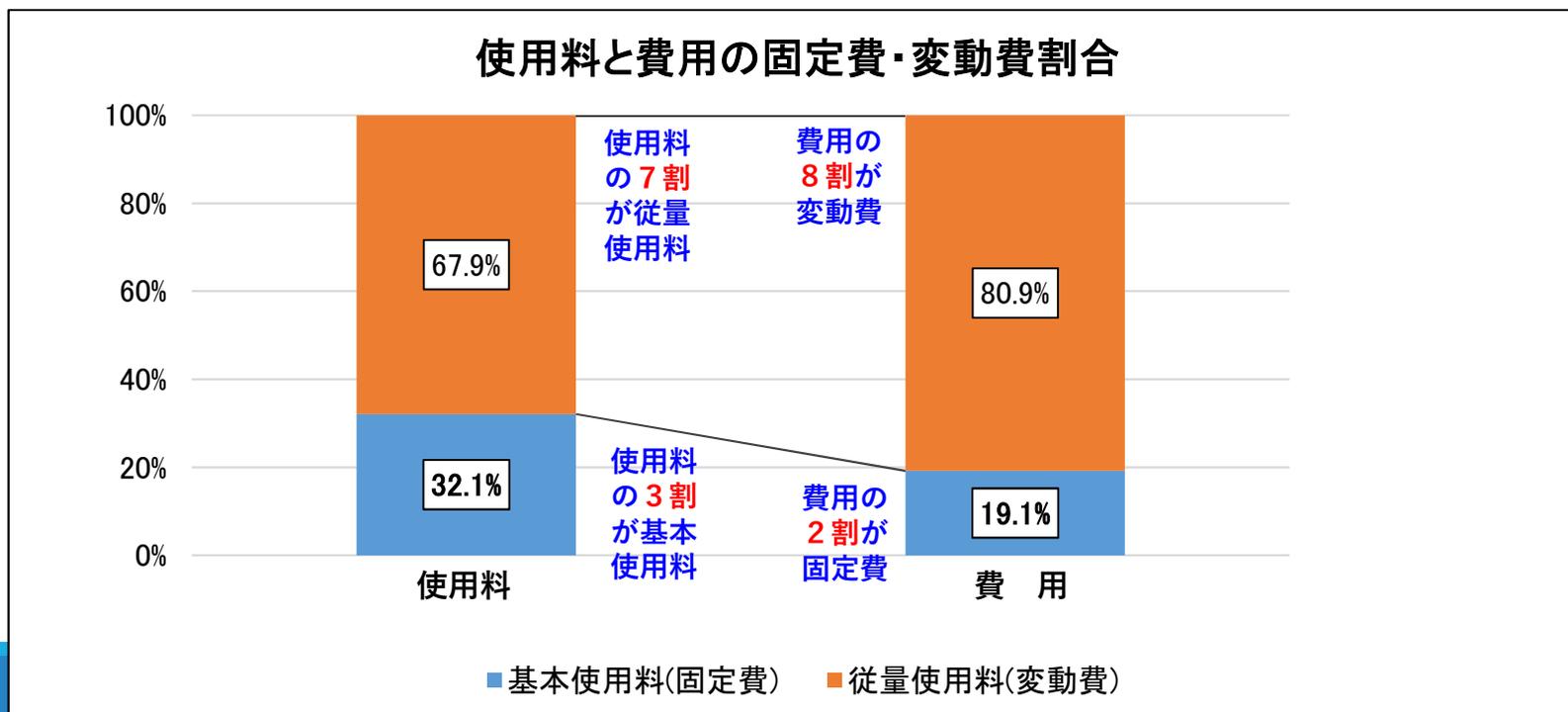
水量( <sup>m</sup> )	件数	割合
0	11,351	7.0%
1	4,026	2.5%
2	2,972	1.8%
3	2,282	1.4%
4	2,660	1.6%
5	2,621	1.6%
6	2,869	1.8%
7	3,047	1.9%
8	4,743	2.9%
9	3,360	2.1%
10	3,537	2.2%
合計	43,468	<b>26.9%</b>

## 2 下水道使用料体系案について

### (3) 検討項目② 基本使用料と従量使用料の収入割合

使用料区分	費用区分	費目の説明	例示
基本使用料	固定費	汚水処理量の増減に影響せず に一定発生する費用	減価償却費、支払利息など
従量使用料	変動費	汚水処理量の増減に影響する 費用	動力費、通信費、 汚泥引抜委託料など

- 固定費を基本使用料で回収できていると経営が安定すると考えられます。本市においては、固定費(2割)を基本使用料(3割)で回収できていますが、割合が少し異なっているため、**基本使用料と従量使用料の収入割合について検討します。**



## 2 下水道使用料体系案について

### (4) 検討項目③～⑤

(1か月当たり、税込み)

水量	米原市(現行)		長浜市		彦根市(R8.4～)	
	単価	③ 逓増度	単価	③ 逓増度	単価	③ 逓増度
基本料金	1,408円	—	1,351円	—	1,628円	—
0～10m <sup>3</sup>	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—
11～30m <sup>3</sup>	156.2円	—	148.5円	—	165.0円	—
31～50m <sup>3</sup>	167.2円	7%	161.7円	9%	176.0円	7%
51～100m <sup>3</sup>	179.3円	7%	168.3円	4%	187.0円	6%
101～250m <sup>3</sup>	191.4円	7%	176.0円	5%	198.0円	6%
251～750m <sup>3</sup>			189.2円	8%		
⑤ 特定排水 751m <sup>3</sup> ～	243.1円	27%	253.0円	34%	264.0円	33%

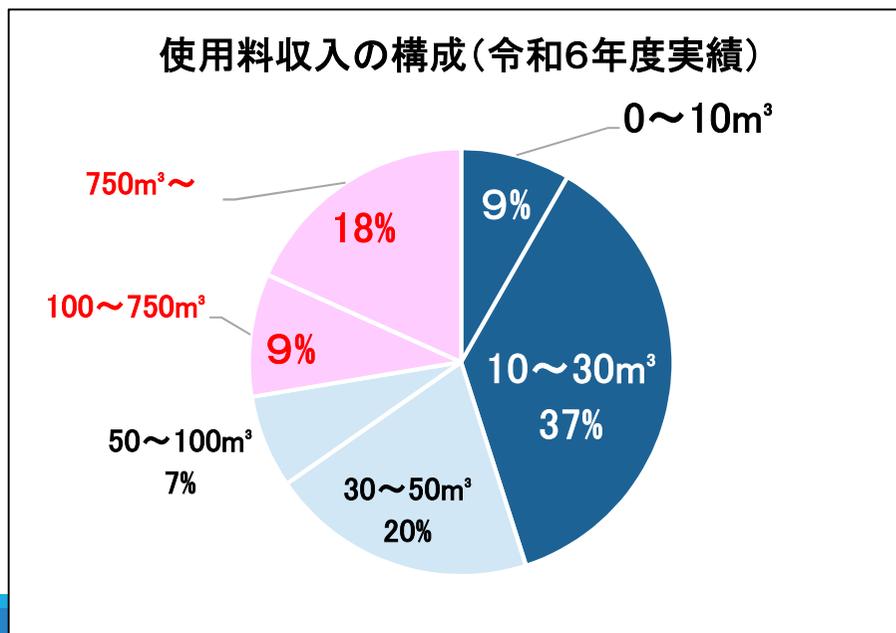
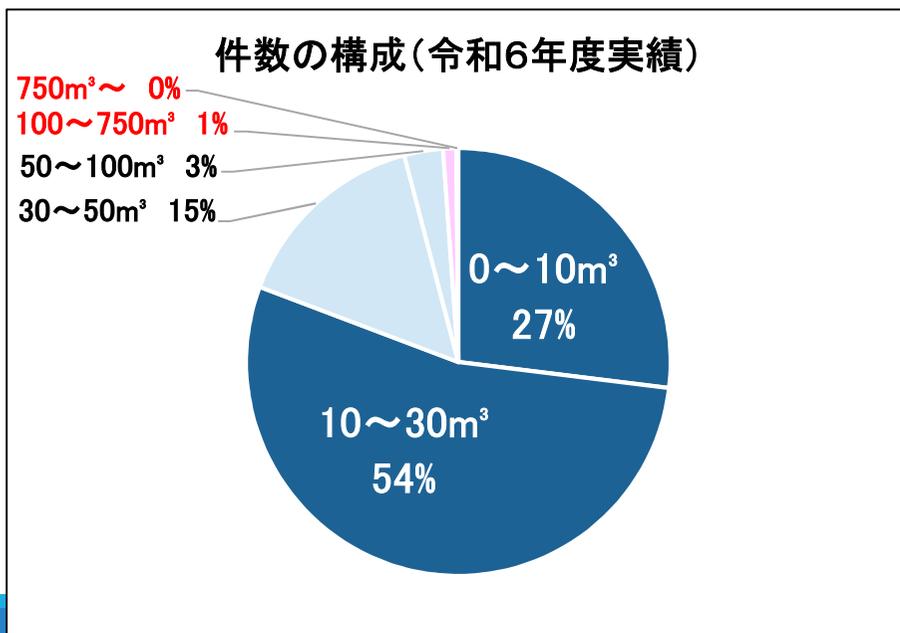
- ③ 逓増度 …… 逓増度は小さいほど、使用水量区分ごとの格差が小さく望ましいとされますが、極端に小さくすると、大口需要者の負担軽減が図れる代わりに小口需要者の負担が増えることとなります。近隣自治体と同水準であることから、現行の逓増度を維持します。
- ④ 水量区分 …… 近隣自治体と同水準であるため、現行使用料体系を維持します。
- ⑤ 区分(一般排水/特定排水) …… 近隣自治体と同水準であるため、現行使用料体系を維持します。

## 2 下水道使用料体系案について

### (5) その他の検討項目 大口需要者の負担割合

下水道使用料を支払う方の件数(調定件数)と事業経営に必要な使用料収入額について、水量区分で比較した結果、次のとおりとなりました。

- ・ 0~30m<sup>3</sup>の水量区分 件数は全体の約81% ←→ 収入額は全体の約46%
  - ・ 100m<sup>3</sup>を超える水量区分 件数は全体の約1% ←→ 収入額は全体の約27%
- ➡ **現状の使用料体系は、事業経営に必要な収入を大口需要者に依存しています。**



## 2 下水道使用料体系案について (6) 使用料体系の検討パターン

➤ 現行使用料体系の課題に基づき、4つの検討パターンを設定しました。

基本水量	基本使用料と従量使用料の収入割合
廃止	基本 3割 : 従量 7割
継続	基本 2割 : 従量 8割



検討パターン	基本水量	基本使用料と従量使用料の収入割合
検討パターン①	廃止	基本 3割 : 従量 7割
検討パターン②	廃止	基本 2割 : 従量 8割
検討パターン③	継続	基本 3割 : 従量 7割
検討パターン④	継続	基本 2割 : 従量 8割

※ 使用料改定率を10%とした場合、5年間で回収する必要がある使用料の総額(総括原価)は、投資・財政計画を元に試算したところ、税抜3,422,970,000円です。令和6年度実績の使用料収入件数は、159,501件なので、

- ・ 基本使用料3割の場合  $3,422,970,000円 \times 30\% \div 159,501件 \div 5年 \doteq 1,280円 \times 税110\% = 基本使用料 1,408円$
- ・ 基本使用料2割の場合  $3,422,970,000円 \times 20\% \div 159,501件 \div 5年 \doteq 860円 \times 税110\% = 基本使用料 946円$

➡ この基本使用料をベースに、現行の逡増度(一般排水7%、特定排水27%)で機械的に従量単価を設定しました。

# 検討パターン①

基本水量 **廃止** × 基本使用料 **3割** : 従量使用料 **7割**

## 使用料収入シミュレーション

条件設定	基本水量	<b>廃止</b>
	基本：従量	<b>3：7</b>
逓増度	一般排水	7%
	特定排水	27%

税抜

水量区分	税抜単価 (円)	逓増度	調定件数	水量区分ごとの有収水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (千円)	税込単価 (円)	
基本使用料	<b>1,280.0</b>				1,020,806	<b>1,408.0</b>	
従量使用料	0~10	<b>107.0</b>		208,235	6,787,769	726,291	<b>117.7</b>
	11~30	<b>114.0</b>	<b>107%</b>	433,635	7,256,182	827,205	<b>125.4</b>
	31~50	<b>121.0</b>	<b>106%</b>	122,455	1,501,215	181,647	<b>133.1</b>
	51~100	<b>129.0</b>	<b>107%</b>	23,805	764,485	98,619	<b>141.9</b>
	101~750	<b>138.0</b>	<b>107%</b>	8,640	2,076,310	286,531	<b>151.8</b>
	751~	<b>175.0</b>	<b>127%</b>	735	1,602,879	280,504	<b>192.5</b>
	従量使用料 小計					2,400,796	
合計			159,501	19,988,840	<b>3,421,603</b>		

総括原価 **3,422,970**

使用料収入と総括原価との乖離率

**0.0%**

## 検討パターン②

基本水量 **廃止** × 基本使用料 **2割** : 従量使用料 **8割**

### 使用料収入シミュレーション

条件設定	基本水量	<b>廃止</b>
	基本：従量	<b>2：8</b>
逓増度	一般排水	7%
	特定排水	27%

						税抜	
水量区分		税抜単価 (円)	逓増度	調定件数	水量区分ごとの有収 水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (千円)	税込単価 (円)
基本使用料		<b>860.0</b>				685,854	<b>946.0</b>
従量 使用 料	0~10	<b>122.0</b>		208,235	6,787,769	828,108	<b>134.2</b>
	11~30	<b>130.0</b>	<b>107%</b>	433,635	7,256,182	943,304	<b>143.0</b>
	31~50	<b>139.0</b>	<b>107%</b>	122,455	1,501,215	208,669	<b>152.9</b>
	51~100	<b>148.0</b>	<b>106%</b>	23,805	764,485	113,144	<b>162.8</b>
	101~750	<b>158.0</b>	<b>107%</b>	8,640	2,076,310	328,057	<b>173.8</b>
	751~	<b>200.0</b>	<b>127%</b>	735	1,602,879	320,576	<b>220.0</b>
	従量使用料 小計						2,741,857
合計				159,501	19,988,840	<b>3,427,711</b>	
						総括原価	<b>3,422,970</b>
						使用料収入と総括原価との乖離率	<b>0.1%</b>

## 検討パターン③

基本水量 **継続** × 基本使用料 **3割** : 従量使用料 **7割**

### 使用料収入シミュレーション

条件設定	基本水量	<b>継続</b>
	基本：従量	<b>3：7</b>
逓増度	一般排水	7%
	特定排水	27%

						税抜		
水量区分		税抜単価 (円)	逓増度	調定件数	水量区分ごとの有収 水量 (m <sup>3</sup> )	使用料収入 (千円)	税込単価 (円)	
基本使用料		<b>1,280.0</b>				1,020,806	<b>1,408.0</b>	
従量 使用料	0~10			208,235	6,787,769	-	<b>0.0</b>	
	11~30	<b>163.0</b>		433,635	7,256,182	1,182,758	<b>179.3</b>	
	31~50	<b>174.0</b>	<b>107%</b>	122,455	1,501,215	261,211	<b>191.4</b>	
	51~100	<b>186.0</b>	<b>107%</b>	23,805	764,485	142,194	<b>204.6</b>	
	101~750	<b>199.0</b>	<b>107%</b>	8,640	2,076,310	413,186	<b>218.9</b>	
	751~	<b>252.0</b>	<b>127%</b>	735	1,602,879	403,925	<b>277.2</b>	
	従量使用料 小計						2,403,274	
合計				159,501	19,988,840	<b>3,424,081</b>		
						総括原価	<b>3,422,970</b>	
						使用料収入と総括原価との乖離率	<b>0.0%</b>	

## 検討パターン④

基本水量 **継続** × 基本使用料 **2割** : 従量使用料 **8割**

### 使用料収入シミュレーション

条件設定	基本水量	<b>継続</b>
	基本：従量	<b>2：8</b>
逓増度	一般排水	7%
	特定排水	27%

						税抜	
水量区分		税抜単価 (円)	逓増度	調定件数	水量区分ごとの有収 水量 (m)	使用料収入 (千円)	税込単価 (円)
基本使用料		<b>860.0</b>				685,854	<b>946.0</b>
従量 使用料	0~10			208,235	6,787,769	-	<b>0.0</b>
	11~30	<b>186.0</b>		433,635	7,256,182	1,349,650	<b>204.6</b>
	31~50	<b>199.0</b>	<b>107%</b>	122,455	1,501,215	298,742	<b>218.9</b>
	51~100	<b>212.0</b>	<b>107%</b>	23,805	764,485	162,071	<b>233.2</b>
	101~750	<b>226.0</b>	<b>107%</b>	8,640	2,076,310	469,246	<b>248.6</b>
	751~	<b>287.0</b>	<b>127%</b>	735	1,602,879	460,026	<b>315.7</b>
	従量使用料 小計						2,739,735
合計				159,501	19,988,840	<b>3,425,589</b>	
						総括原価	<b>3,422,970</b>
						使用料収入と総括原価との乖離率	<b>0.1%</b>

## 2 下水道使用料体系案について

### (7) 検討パターンの比較まとめ

確認項目	現 行	一律10%改定				
		基本水量 継続 収入割合 3 : 7	基本水量 廃止 収入割合 3 : 7	基本水量 廃止 収入割合 2 : 8	基本水量 継続 収入割合 3 : 7	基本水量 継続 収入割合 2 : 8
総括原価分の収入の確保	-	3,431,444千円 (+0.2%)	3,421,603千円 (0.0%)	3,427,711千円 (+0.1%)	3,424,081千円 (0.0%)	3,425,589千円 (+0.1%)
従量料金逓増率	7~27%増	7~27%増	7~27%増	7~27%増	7~27%増	7~27%増
基本使用料 (0 mの使用料)	1,408円	1,548円 (+9.9%改定) +140円	1,408円 (±0%改定) ±0円	946円 (▲32.8%改定) ▲462円	1,408円 (±0%改定) ±0円	946円 (▲32.8%改定) ▲462円
8 mの使用料	1,408円	1,548円 (+9.9%改定) +140円	2,349円 (+66.8%改定) +941円	2,019円 (+43.4%改定) +611円	1,408円 (±0%改定) ±0円	946円 (▲32.8%改定) ▲462円
15mの使用料	2,189円	2,407円 (+10.0%改定) +218円	3,212円 (+46.7%改定) +1,023円	3,003円 (+37.2%改定) +814円	2,305円 (+5.3%改定) +116円	1,969円 (▲10.1%改定) ▲220円
25mの使用料	3,751円	4,126円 (+10.0%改定) +375円	4,466円 (+19.1%改定) +715円	4,433円 (+18.2%改定) +682円	4,098円 (+9.2%改定) +347円	4,015円 (+7.0%改定) +264円
36mの使用料	5,535円	6,088円 (+10.0%改定) +553円	5,891円 (+6.4%改定) +356円	6,065円 (+9.6%改定) +530円	6,142円 (+11.0%改定) +607円	6,351円 (+14.7%改定) +816円
100mの使用料	16,841円	18,525円 (+10.0%改定) +1,684円	14,850円 (▲11.8%改定) ▲1,991円	16,346円 (▲2.9%改定) ▲495円	19,052円 (+13.1%改定) +2,211円	21,076円 (+25.1%改定) +4,235円
1000mの使用料	202,026円	222,228円 (+10.0%改定) +20,202円	161,645円 (▲20.0%改定) ▲40,381円	184,316円 (▲8.8%改定) ▲17,710円	230,637円 (+14.2%改定) +28,611円	261,591円 (+29.5%改定) +59,565円
大口需要者(100m超)の 負担割合	大口需要者 約23%	大口需要者 約23%	大口需要者 約17%	大口需要者 約19%	大口需要者 約24%	大口需要者 約27%

※ 一律10%改定した場合よりも高くなる場合は赤色、安くなる場合は青色で表示しています。

## 2 下水道使用料体系案について

### (8) 各パターンに対する評価

評価の視点	検討パターン①	検討パターン②	検討パターン③	検討パターン④
	基本水量 廃止 基本：従量 3：7	基本水量 廃止 基本：従量 2：8	基本水量 継続 基本：従量 3：7	基本水量 継続 基本：従量 2：8
10m <sup>3</sup> 以下の負担 (基本水量廃止の影響)	×	×	○	○
	一律改定より負担増加	一律改定より負担増加	一律改定より安価	一律改定より安価
25m <sup>3</sup> の使用料 (県内自治体間比較)	×	×	○	○
	県内トップ4,180円超過	県内トップ4,180円超過	県内3位の水準	県内3位の水準
100m <sup>3</sup> を超える 使用料 (大口需要者への依存)	○	○	△	×
	大口需要者の負担軽減	大口需要者の負担軽減	大口需要者の負担増加 一律改定と同じ負担割合	大口需要者の負担増加
総合評価	×	×	△	×
	25m <sup>3</sup> 県内トップ超過	25m <sup>3</sup> 県内トップ超過	大口需要者の負担増加 一律改定と同じ負担割合	大口需要者の負担増加

- 基本水量を廃止する場合(検討パターン①、②)、下水道事業では、国からの通達など明確な廃止根拠が示されておらず(水道事業は有り)、小口需要者の負担が大きいと考えられます。
  - 基本水量を継続し、かつ、基本使用料の割合を2割にする場合(検討パターン④)、大口需要者の負担がさらに増大すると考えられます。
  - 基本水量を継続し、かつ、基本使用料の割合を3割にする場合(検討パターン③)、一律改定と同規模の負担割合にはなるものの、大口需要者の負担増には変わらない。
- ➔ いずれの検討パターンにおいても、負担感のバランスが取れないため、**一律10%改定を採用**

### 3 下水道使用料体系について

#### (9) 近隣自治体との使用料体系の比較(再掲)

(1か月当たり、税込み)

水量	米原市(現行)		改定案		長浜市		彦根市(R8.4~)	
	単価	逓増度	単価	逓増度	単価	逓増度	単価	逓増度
基本料金	1,408円	—	1,548円	—	1,351円	—	1,628円	—
0~10m <sup>3</sup>	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—
11~30m <sup>3</sup>	156.2円	—	171.8円	—	148.5円	—	165.0円	—
31~50m <sup>3</sup>	167.2円	7%	183.9円	7%	161.7円	9%	176.0円	7%
51~100m <sup>3</sup>	179.3円	7%	197.2円	7%	168.3円	4%	187.0円	6%
101~250m <sup>3</sup>	191.4円	7%	210.5円	7%	176.0円	5%	198.0円	6%
251~750m <sup>3</sup>	191.4円 <small>※ 米原市は、101~750m<sup>3</sup>は1区分です。</small>	7%	210.5円 <small>※ 米原市は、101~750m<sup>3</sup>は1区分です。</small>	7%	189.2円	8%	198.0円 <small>※ 彦根市は、101~750m<sup>3</sup>は1区分です。</small>	6%
751m <sup>3</sup> ~	243.1円	27%	267.4円	27%	253.0円	34%	264.0円	33%

➤ 現在の使用料体系は、汚水量が多くなるにつれて負担が大きくなる**逓増型**の使用料体系を採用しています。逓増型は、少量の水を使用する家庭には配慮しつつ、限られた水資源を節約するためには有効です。

逓増度 = (上位の水量区分単価 ÷ 下位の水量区分単価 - 1) × 100

➤ 一般的に、逓増度は低いほど、水量区分間における負担感の格差是正を図ることができますが、仮に、どこかの水量区分で単価を下げた場合、他の水量区分で単価を上げながら、総額で今回の改定率に相当する使用料を回収できるように調整する必要が生じます。

➤ 現行使用料体系の逓増度は、近隣自治体と比較しても同程度であることから、これを維持することが望ましいと考え、**一律10%改定を提案**するものです。

### 3 下水道使用料体系について

#### (10) 近隣自治体との使用料の比較(再掲)

(1月当たり、税込み)

水量	現行	一律改定 事務局案		長浜市		彦根市(R8.4~)	
	使用料	使用料	現行との差額 (増加率)	使用料	改定案との差額 (長浜市-改定案)	使用料	改定案との差額 (彦根市-改定案)
0m <sup>3</sup>	1,408円	1,548円	+140円 (+9.9%)	1,351円	-197円	1,628円	+80円
8m <sup>3</sup> (单身1人家族)	1,408円	1,548円	+140円 (+9.9%)	1,351円	-197円	1,628円	+80円
15m <sup>3</sup> (2人家族)	2,189円	2,407円	+218円 (+10.0%)	2,094円	-313円	2,453円	+46円
25m <sup>3</sup> (1世帯4人家族)	3,751円	4,126円	+375円 (+10.0%)	3,579円	-547円	4,103円	-23円
36m <sup>3</sup> (2世帯6人家族)	5,535円	6,088円	+553円 (+10.0%)	5,292円	-796円	5,984円	-104円
100m <sup>3</sup>	16,841円	18,525円	+1,684円 (+10.0%)	15,970円	-2,555円	17,798円	-727円
1,000m <sup>3</sup> (特定排水)	202,026円	222,228円	+20,202円 (+10.0%)	200,220円	-22,008円	195,998円	-26,230円

➤ 一律10%改定案を採用した場合における、一般的な家庭モデルケースの下水道使用料は上表のとおりです。

➤ 彦根市との比較では、本市の改定後の基本料金単価の方が低いため、一定の水量までは、本市の使用料が低くなりますが、従量単価は改定後の本市の単価が高いため、25m<sup>3</sup>では逆転しています。

# 市長諮問事項に対する答申について

## (1) これまでの審議会の振り返り

審議会	内 容	主な意見
第1回	米原市下水道事業の概要と次期経営戦略の策定について	
第2回	(1) 第1回審議会のおさらい (2) 経営の現状分析と課題の検討 (3) 将来の事業環境 (4) 投資試算・財源試算の進め方	農業集落排水事業について、国からの補助制度と新技術の導入を組み合わせながら汚水処理原価を下げる努力をお願いしたい。 ➡ 附帯意見(1)
第3回	(1) 第2回審議会のおさらい (2) 投資財政計画について (3) 使用料収入の水準について (4) 経営の基本方針と目標について	必要なのであれば何パーセント上げて良いけれども、市民が納得してお金を払えるようなわかりやすい説明が一番大事ではないか。 ➡ 附帯意見(2)
第4回	(1) 第3回審議会のおさらい (2) 経営目標の再設定と使用料改定率について (3) 下水道使用料体系について	使用料改定率を10%にしておき、5年後、経営目標の水準に達した時に、また使用料改定率をどうするかを考える。場合によっては使用料が下がる可能性もある。そのような考え方で良いのではないかと思う。 ➡ 附帯意見(3)

# 市長諮問事項に対する答申について

## (2) 今後の予定

予定時期	内 容
第5回審議会	市長への答申内容について審議
2月下旬頃まで	審議会での意見を踏まえて事務局での修正作業
3月中旬頃まで	答申内容について会長と最終確認
3月下旬頃	会長から市長に答申書を提出
4月	次期下水道事業経営戦略を公表
9月	米原市議会にて、下水道使用料等の条例改正案を上程
(議決された場合) 令和8年度下半期	使用料改定に係る広報周知
令和9年4月	令和9年4月使用料改定